

【別紙2：誓約書発行にあたっての遵守事項】

対象者→所属部局（確認・保管）

【重要】誓約書発行にあたっての遵守事項

学籍(職員)番号：_____

身分：_____

氏名：_____

□ 私は日本への入国にあたり以下について確認し、遵守します。【必ずチェック】

- 入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、日本への渡航を中止又は延期すること。
- 「誓約書」発行後は、査証手続き状況について所属部局と連絡を取り合うとともに、入国予定日が決定したら航空便のフライト情報なども含めて速やかに届け出ること。
- 現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。また、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。（入国拒否の対象地域から入国の場合）
- 入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していること。
- 入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。
- 入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後14日間、位置情報を保存すること。
- 入国時に、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。
- 入国後14日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。（自家用車、レンタカー、指定ハイヤー）
- 検査結果判明後は、入国後14日間、宿泊場所又は自宅で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。

- 入国後 14 日間、毎日健康観察を行い、指定された方法で毎日所属部局に結果を報告すること。
- 入国後 14 日以内に陽性となった場合、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提示するなど、その調査に協力すること。
- 入国後①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける感染症防止対策を徹底すること。
- 上記の遵守事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。
- 入国時に、学生寮や職員宿舎など、渡日後の居住先に必要な手続きを確認のうえ手続きを行うこと。
- その他、入国にあたり日本国や大学の要請に従った行動をとること。大学などからの諸連絡には速やかに対応すること。

日付： _____

署名： _____

(署名したものをメール添付で所属部局へ提出して構いません)